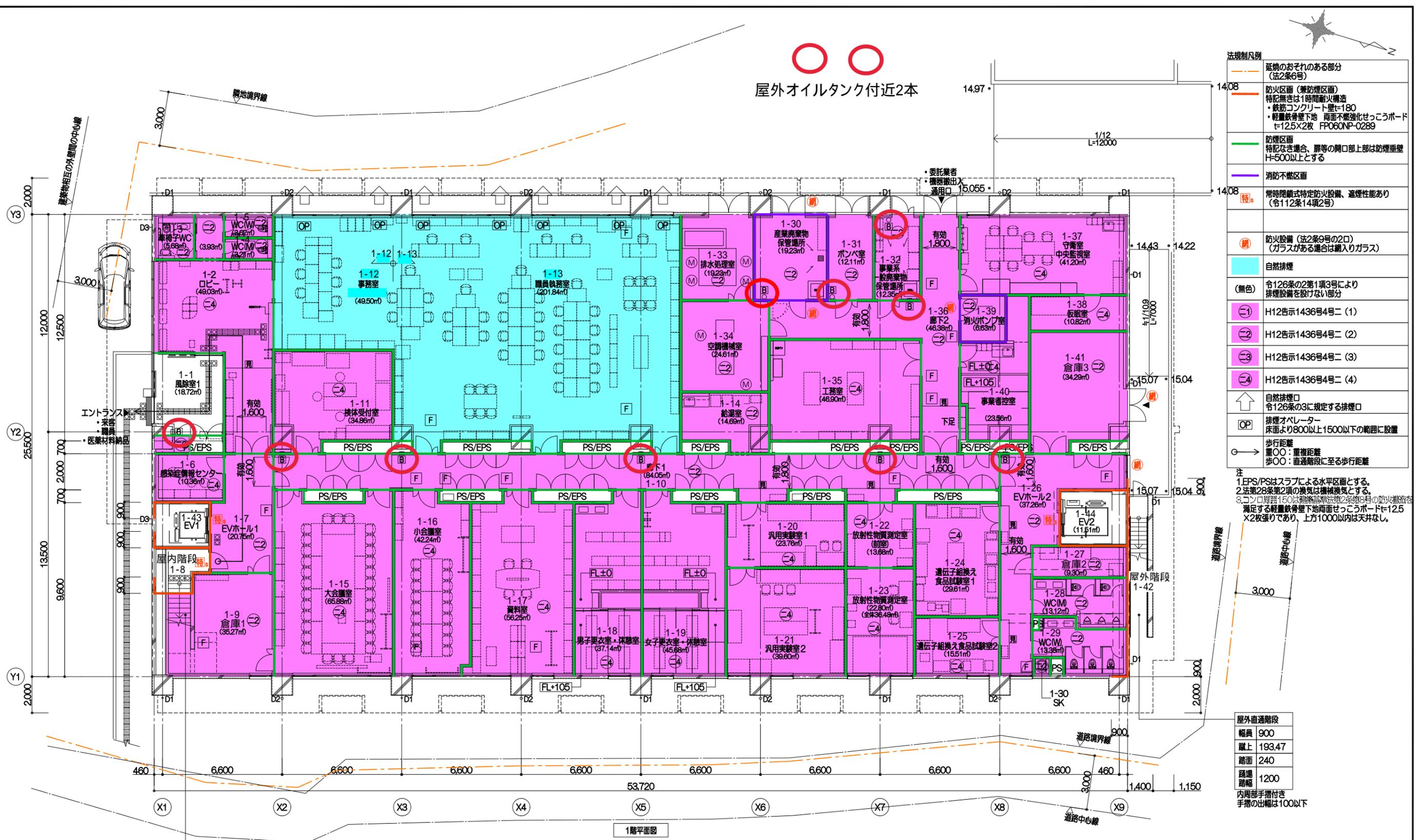


屋外オイルタンク付近2本



法規制凡例

延焼のおそれのある部分 (法2条6号)	防火区画 (兼防煙区画) 特記なきは1時間耐火構造 ・鉄筋コンクリート壁t=180 ・軽鋼骨下地 両面不燃強化せこうボード t=12.5×2枚 FP060NP-0289
防煙区画 特記なき場合、扉等の開口部上部は防煙垂壁 H=500以上とする	消防不燃区画
常時閉鎖式特定防火設備、遮煙性能あり (令112条14項2号)	防火設備 (法2条9号の2口) (ガラスがある場合は網入りガラス)
自然排煙	令126条の2第1項3号により 排煙設備を設けない部分
(無色)	H12告示1436号4号ニ (1)
①	H12告示1436号4号ニ (2)
②	H12告示1436号4号ニ (3)
③	H12告示1436号4号ニ (4)
↑	自然排煙口 令126条の3に規定する排煙口
OP	排煙オペレーター 床面より800以上1500以下の範囲に設置
歩行距離	歩行距離
重歩行距離	重歩行距離
直通歩行距離	直通歩行距離

注
1.EPS/PSはスラブによる水平区画とする。
2.法28条第2項の換気は機械換気とする。
3.コンロ器具150は建築基準法第2条第8号の防火構造を満足する軽鋼骨下地両面不燃強化せこうボードt=12.5×2枚張りであり、上方1000以内は天井なし。

屋内直通階段

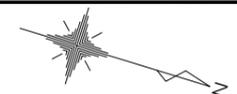
幅員	1200
蹴上	174.04
踏面	270
内周部手摺付き 手摺の出幅は100以下	

< 消火器凡例 >

○ : 粉末消火器
10本+屋外2本

凡例

□	注意喚起用ブロック	D1	縦幅φ75 カラー塩ビ		
■	誘導用ブロック	D2	縦幅φ125 カラー塩ビ	○	床見切縁
F	床点検口	D3	縦幅φ75 アルミ	■	防煙垂壁 線入り板ガラスt6.8
		RD1	ルーフトレインφ75	▲	非常用進入口
M	マンホール	RD1T	ルーフトレイン縦型φ75	△	非常用進入口に代る開口部
□	消火器ボックス壁埋込み/床置き	RD2	ルーフトレインφ125	有効	廊下有効幅員
				***	消火器ボックス屋外用



- 法規制凡例
- 延焼のおそれのある部分 (法2条6号)
 - 防火区画 (兼防煙区画)
特記なき場合は1時間耐火構造
・鉄筋コンクリート壁 t=180
・軽量鉄骨壁下地 両面不燃強化せつこうボード t=12.5×2枚 FP060NP-0289
 - 防煙区画
特記なき場合は、扉等の開口部上部は防煙垂壁 H=500以上とする
 - 消防不燃区画
 - 常時閉鎖式特定防火設備、遮煙性能あり (令112条14項2号)
 - 防火設備 (法2条9号の2口)
(ガラスがある場合は網入りガラス)
 - 自然排煙
 - (無色) 令126条の2第1項3号により排煙設備を設けない部分
 - ① H12告示1436号4号二 (1)
 - ② H12告示1436号4号二 (2)
 - ③ H12告示1436号4号二 (3)
 - ④ H12告示1436号4号二 (4)
 - 自然排煙口
令126条の3に規定する排煙口
 - OP 排煙オペレーター
床面より800以上1500以下の範囲に設置
 - 歩行距離
重○: 重複距離
歩○: 直通階段に至る歩行距離

注
1.EPS/PSはスラブによる水平区画とする。
2.法第28条第2項の換気は機械換気とする。
3.コンロ扉径150は建築基準法第2条第8号の防火構造を満足する軽量鉄骨壁下地両面せつこうボードt=12.5×2枚張りであり、上方1000以内は天井なし。

屋外直通階段

幅員	900
蹴上	195.83
踏面	240
踊上	1200

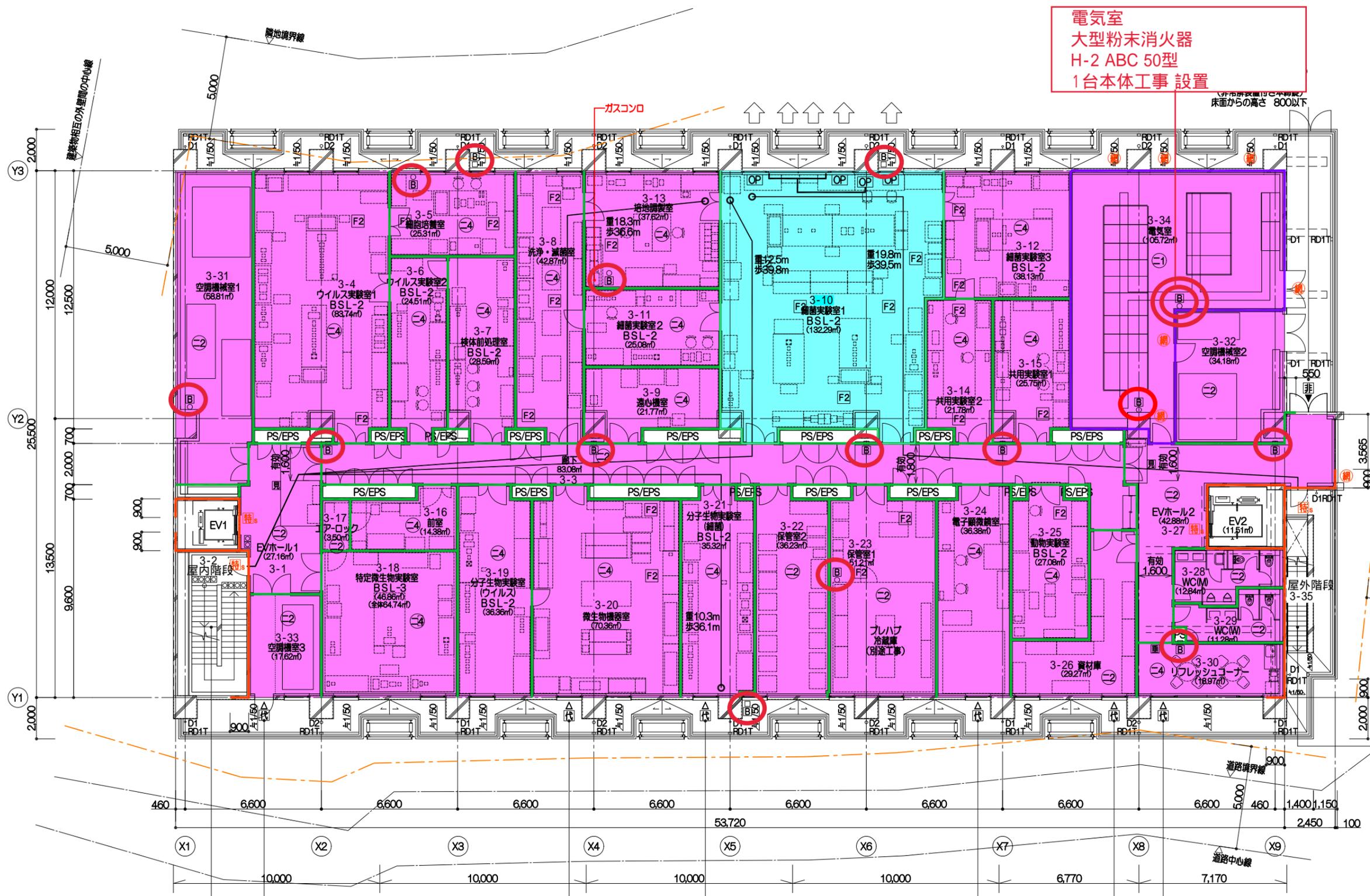
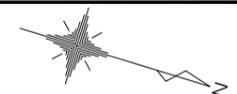
内周部手摺付き
手摺の出幅は100以下

< 消火器凡例 >

○: 粉末消火器 16本

凡例

□	注意喚起用ブロック	D1	縦径φ75 カラー塩ビ	○	床見切縁
■	誘導用ブロック	D2	縦径φ125 カラー塩ビ	—	防煙垂壁 網入り板ガラスt6.8
F	床点検口	D3	縦径φ75 アルミ	▲	非常用進入口
		RD1	ルーフトレインφ75	▲	非常用進入口に代る開口部
M	マンホール	RD1T	ルーフトレイン縦型φ75	▲	非常用進入口に代る開口部
□	消火器ボックス壁埋込み/床置き	RD2	ルーフトレインφ125	有効	廊下有効幅員



電気室
大型粉末消火器
H-2 ABC 50型
1台本体工事 設置

- 法規制凡例
- 延焼のおそれのある部分 (法2条6号)
 - 防火区画 (兼防煙区画)
 特記無きは1時間耐火構造
 ・鉄筋コンクリート壁 t=180
 ・軽量鉄骨壁下地 両面不燃強化せつこうボード t=12.5×2枚 FP060NP-0289
 - 防煙区画
 特記なき場合、扉等の開口部上部は防煙垂壁 H=500以上とする
 - 消防不燃区画
 - 常時閉鎖式特定防火設備、遮煙性能あり (令112条14項2号)
 - 防火設備 (法2条9号の2口) (ガラスがある場合は納入りガラス)
 - 自然排煙
 - (無色) 令126条の2第1項3号により排煙設備を設けない部分
 - ① H12告示1436号4号二 (1)
 - ② H12告示1436号4号二 (2)
 - ③ H12告示1436号4号二 (3)
 - ④ H12告示1436号4号二 (4)
 - 自然排煙口 令126条の3に規定する排煙口
 - OP 排煙オペレーター 床面より800以上1500以下の範囲に設置
 - 歩行距離
 - 重歩距離
 - 歩〇〇 直通階段に至る歩行距離

注
 1.EPS/PSはスラブによる水平区画とする。
 2.法28条第2項の換気は機械換気とする。
 3.コンロ周囲150は種別換気法第2条第8号の防火構造を満足する軽量鉄骨壁下地両面不燃強化せつこうボードt=12.5×2枚張りであり、上方1000以内は天井なし。

屋外直通階段

幅員	900
蹴上	195.83
踏面	240
踊り上り	1200

内周部手摺付き
手摺の出幅は100以下

屋内直通階段

幅員	750
蹴上	196.29
踏面	250

内周部手摺付き
手摺の出幅は100以下
内周部手摺付き
幅員750は3階からPH階までとする。

幅750 高さ1200
 外部からの開放装置付き

幅750 高さ1200
 ガラス破壊
 ガラス複層ガラス
 普通ガラス5mm+基板LOW-Eガラス+空気層5mm+普通ガラス5mm

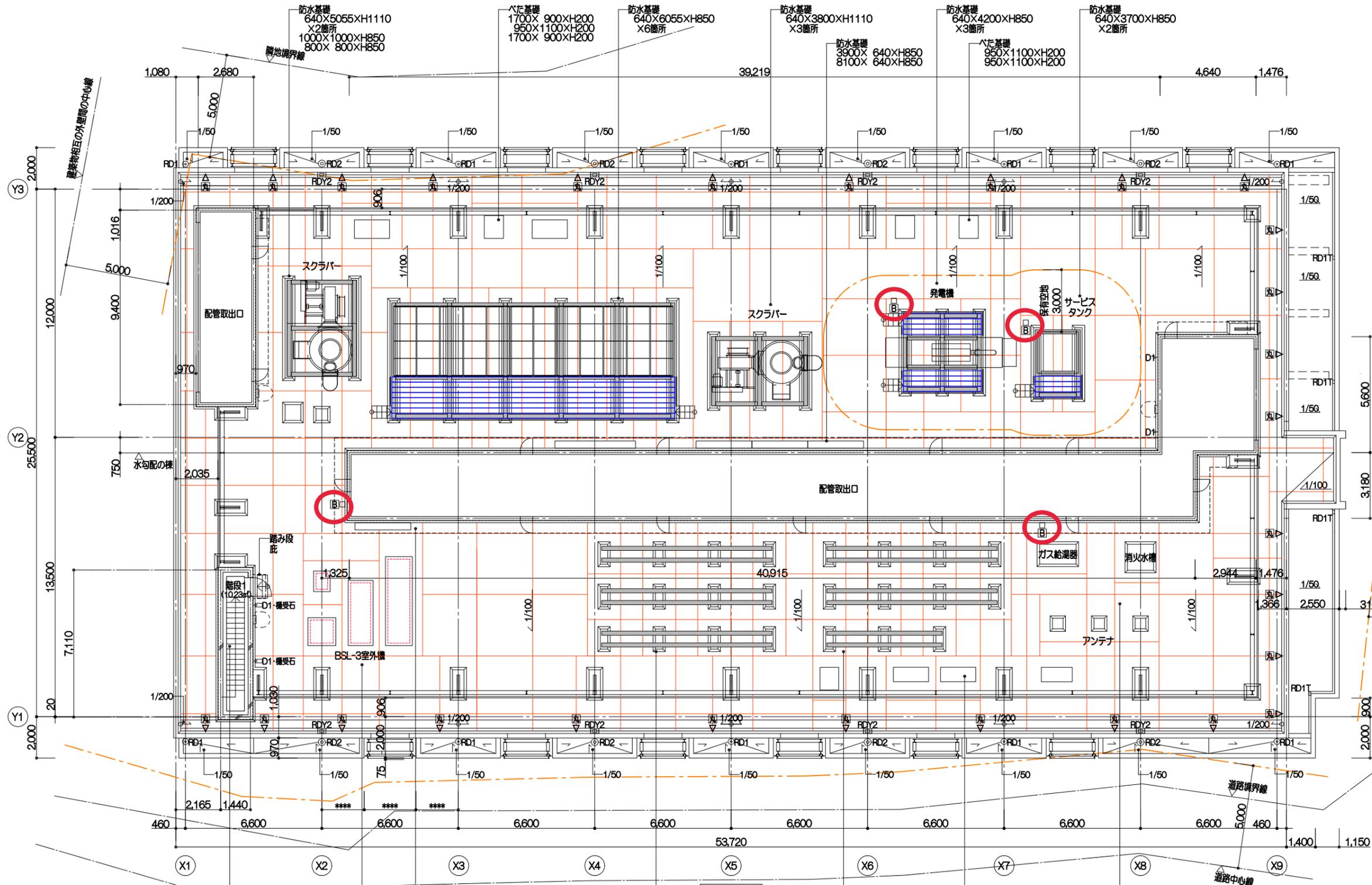
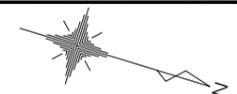
< 消火器凡例 >

○ : 粉末消火器
 14本

凡例

□	注意喚起用ブロック	D1	縦樋φ75 カラー塩ビ	○	床見切縁
■	誘導用ブロック	D2	縦樋φ125 カラー塩ビ	⊖	防煙垂壁 納入り板ガラスt6.8
F	床点検口	D3	縦樋φ75 アルミ	⬆	非常用進入口
		RD1	ルーフトレインφ75	⬆	非常用進入口に代る開口部
M	マンホール	RD1T	ルーフトレイン縦型φ75	⬆	非常用進入口に代る開口部
⊖	消火器ボックス壁埋込み/床置き	RD2	ルーフトレインφ125	有効	廊下有効幅員

注
 1.上記の詳細仕様は別図による
 2.FL=15.27とする
 3.特記なき場合、室内床高さはFL±0とする
 4.室名下の**mmは室面積 (壁芯・少数第3位切り下げ) を表す



法規制凡例

	延焼のおそれのある部分 (法2条6号)
	防火区画 (兼防煙区画) 特記なき場合は1時間耐火構造 ・鉄筋コンクリート壁 $t=180$ ・軽鋼骨下地 両面不燃強化せつこうボード $t=12.5 \times 2$ 枚 FP060NP-0289
	防煙区画 特記なき場合は、扉等の開口部上部は防煙垂壁 $H=500$ 以上とする
	消防不燃区画
	常時閉鎖式特定防火設備、遮煙性能あり (令112条14項2号)
	防火設備 (法2条9号の2口) (ガラスがある場合は網入りガラス)
	自然排煙
(無色)	令126条の2第1項3号により排煙設備を設けない部分
	H12告示1436号4号ニ (1)
	H12告示1436号4号ニ (2)
	H12告示1436号4号ニ (3)
	H12告示1436号4号ニ (4)
	自然排煙口 令126条の3に規定する排煙口
	排煙オペレーター 床面より800以上1500以下の範囲に設置
	歩行距離
	重歩行距離
	歩行距離

注
1.EPS/PSはスラブによる水平区画とする。
2.法第28条第2項の換気は機械換気とする。
3.コンクリート厚150は建築基準法第2条第8号の防火構造を満足する軽鋼骨下地両面せつこうボード $t=12.5 \times 2$ 枚張りであり、上方1000以内は天井なし。

屋内直通階段

幅員	750
蹴上	196.29
踏面	250
内周部手摺付き	
手摺の出幅は100以下	

< 消火器凡例 >

: 粉末消火器 4本

凡例

	伸縮目地		タラップ		ルーフドレイン縦型 $\phi 75$	注 1.上記の詳細仕様は別図による
	鋼製床		縦樋 $\phi 75$ カラー塩ビ		ルーフドレイン $\phi 125$	
	丸環		縦樋 $\phi 125$ カラー塩ビ		ルーフドレイン横引き $\phi 200$	
	消火器ボックス屋外用		ルーフドレイン $\phi 75$		ルーフドレイン横引き $\phi 75$	